

環境モニタリング調査結果一覧(令和2年度)

(1) 大気汚染調査

測定項目	調査地点	時期	時間最大値	日平均値	評価値	
					1時間値	日平均値
二酸化窒素 (ppm)	第三保育所	夏	0.016	0.008	0.1~0.2 以下	0.04~0.06 のゾーン又 はそれ以下
		冬	0.039	0.022		
		2季平均	0.028	※		
	県道路公社	夏	0.017	0.008		
		冬	0.071	0.026		
		2季平均	0.044	※		

「※」印は2季における日平均値の最大値

測定項目	調査地点	時期	時間最大値	日平均値	評価値	
					1時間値	日平均値
二酸化硫黄 (ppm)	第三保育所	夏	0.002	0.001	0.1以下	0.04以下
		冬	0.003	0.002		
		2季平均	0.003	※		
	県道路公社	夏	0.004	0.001		
		冬	0.008	0.002		
		2季平均	0.006	※		

「※」印は2季における日平均値の最大値

測定項目	調査地点	時期	時間最大値	日平均値	評価値	
					1時間値	日平均値
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	第三保育所	夏	0.006	0.003	0.2以下	0.1以下
		冬	0.040	0.014		
		2季平均	0.023	※		
	県道路公社	夏	0.018	0.004		
		冬	0.020	0.012		
		2季平均	0.019	※		

「※」印は2季における日平均値の最大値

測定項目	調査地点	時期	日平均値	評価値
塩化水素 (ppm)	第三保育所	夏	< 0.001	0.02以下
		冬	< 0.001	
		2季平均	< 0.001	
	県道路公社	夏	< 0.001	
		冬	< 0.001	
		2季平均	< 0.001	

測定項目	調査地点	時期	測定値	評価値
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	第三保育所	夏	0.010	0.6以下 (年平均値)
		冬	0.033	
		2季平均	0.022	
	県道路公社	夏	0.011	
		冬	0.048	
		2季平均	0.030	

○実施時期 夏 : 令和2年7月 9日~7月16日

冬 : 令和3年1月14日~1月21日

○「<」は、検出下限値未満

(2) 騒音調査

時間区分		騒音レベル(dB)		規制基準
		総合騒	工場騒	
昼間	11:00～19:00	65～66	49～56	55(50)
夕	19:00～22:00	61～64	46～51	50(45)
夜間	22:00～06:00	46～61	41～52	45(40)
朝	06:00～08:00	66～68	49～55	50(45)
昼間	08:00～11:00	67～68	53～58	55(50)

- 実施日 令和3年1月14日～15日
- 騒音規制法第5条に基づく測定
- 規制基準は、騒音規制法に基づく第二種区域の基準、またカッコ内は、50m以内に学校があるため5dB減じた値

(3) 振動調査

時間区分		振動レベル(dB)		規制基準
		総合騒	工場騒	
昼間	11:00～19:00	32～43	27～38	60(55)
夜間	19:00～08:00	< 25～42	< 25～31	55(50)
昼間	08:00～11:00	35～43	29～37	60(55)

- 実施日 令和3年1月14日～15日
- 振動規制法第5条に基づく測定
- 「<」は、検出下限値未満
- 規制基準は振動規制法に基づく第一種区域の基準
カッコ内は、50m以内に学校があるため5dB減じた値

(4) 悪臭調査

対象項目	調査地点		規制基準
	風上	風下	
アンモニア	0.39	0.50	—
メチルメルカプタン	< 0.0005	< 0.0005	—
硫化水素	< 0.0005	< 0.0005	—
硫化メチル	< 0.0005	< 0.0005	—
二硫化メチル	< 0.0005	< 0.0005	—
トリメチルアミン	< 0.0005	< 0.0005	—
アセトアルデヒド	0.013	0.011	—
プロピオンアルデヒド	< 0.0005	< 0.0005	—
ノルマルブチルアルデヒド	< 0.0005	< 0.0005	—
イソブチルアルデヒド	< 0.0005	< 0.0005	—
ノルマルバレルアルデヒド	< 0.0005	< 0.0005	—
イソバレルアルデヒド	< 0.0005	< 0.0005	—
イソブタノール	< 0.01	< 0.01	—
酢酸エチル	< 0.01	< 0.01	—
メチルイソブチルケトン	< 0.01	< 0.01	—
トルエン	< 0.01	< 0.01	—
スチレン	< 0.01	< 0.01	—
キシレン	< 0.01	< 0.01	—
プロピオン酸	< 0.0005	< 0.0005	—
ノルマル酪酸	< 0.0005	< 0.0005	—
ノルマル吉草酸	< 0.0005	< 0.0005	—
イソ吉草酸	< 0.0005	< 0.0005	—
臭気指数(濃度)	< 10	< 10	15

- 実施日 令和2年7月21日
- 「<」は、検出下限値未満
- 悪臭防止法第7条に基づく測定
- 規制基準は、悪臭防止法に基づくA区域の基準